

聖籠町国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月三十一日

聖籠町長 渡 邊 廣 吉

#### 聖籠町条例第十九号

聖籠町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

聖籠町国民健康保険税条例（昭和三十四年聖籠町条例第九号）の一部を次のように改正する。

第五条の二中「の属する月以後五年を経過するまでの間に限り、同日」を削り、「属する被保険者が属する世帯」の下に「であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後五年を経過する月までの間にあるものを、「において同じ。」の下に「及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後五年を経過する月の翌月から特定月以後八年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第三号、第五条の五及び第十九条において同じ。）」を加え、同条に次の一号を加える。

三 特定継続世帯 一五、〇〇〇円

第五条の五第一号中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同条に次の一号を加える。

三 特定継続世帯 四、五〇〇円

第十九条第一号ロ(1)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号ロに次のように加える。

(3) 特定継続世帯 一〇、五〇〇円

第十九条第一号ニ(1)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号ニに次のように加える。

(3) 特定継続世帯 三、一五〇円

第十九条第二号ロ(1)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号ロに次のように加える。

(3) 特定継続世帯 七、五〇〇円

第十九条第二号ニ(1)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号ニに次のように加える。

(3) 特定継続世帯 二、二五〇円

第十九条第三号ロ(1)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号ロに次のように加える。

(3) 特定継続世帯 三、〇〇〇円

第十九条第三号ニ(1)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号ニに次のように加える。

(3) 特定継続世帯 九〇〇円

附則第十八項の見出し中「居住用」を「被災居住用」に改め、同項中「附則第四十四条の二第三項」を「附則第四十四条の二第四項及び第五項」に、「第三十六条」を「第三十五条第一項」に、「第二十九条」を「第二十九号」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

ただし、附則第十八項の改正規定は、平成二十六年一月一日から施行する。

### (適用区分)

第二条 次項に定めるものを除き、改正後の聖籠町国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成二十五年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成二十四年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第十八項の規定は、平成二十六年度以後の

国民健康保険税について適用する。